

議提第 1 号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和 4年 3月 8日

提出者	白石市議会議員	佐久間 儀 郎
賛成者	白石市議会議員	松 野 久 郎
〃	〃	佐 藤 秀 行
〃	〃	大 森 貴 之
〃	〃	平 間 知 一
〃	〃	保 科 善一郎
〃	〃	伊 藤 勝 美

白石市議会議長 小 川 正 人 殿

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙である。

このような武力による一方的な現状変更は断じて認められず、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章に対する重大な違反行為である。

また、ロシアのプーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し核兵器の使用を示唆するような発言をしているが、核の威力を背景に威嚇し、武力によりウクライナを侵略しようとするロシアの行為は、国際社会を脅かす行為であり、現在の国際社会では断じて容認できない。決して、ウクライナに長崎、広島と同じ悲劇を起こしてはならず、地球上に第三の戦争被爆地を生むことはあってはならない。

よって、本市議会は、ロシアに対し、核の威力を背景としたウクライナへの侵攻に強く抗議するとともに、ウクライナへの軍事侵攻を即時に中止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

また、日本政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保及び我が国への影響対策について万全を尽くすとともに、今後、同様の事案が発生しないよう、国際秩序の再構築に取り組むことを求める。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 8 日

宮 城 県 白 石 市 議 会